

令和5年度第3回嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

日時：令和5年7月 6日（木）

午後2時00分

場所：本庁舎5階委員会室2

出席者（7人）

被保険者代表委員 松岡 眞智子、野見山 淳子、  
保険医・薬剤師代表委員 西野 豊彦、石崎 慶太  
公益代表委員 藤 伸一、藤春 満智子、林田 作実

傍聴人数（0人）

<議題>

- （1）資産割を廃止した近隣自治体の状況について
- （2）令和6年度の国民健康保険税について
- （3）今後のスケジュールについて

<審議の内容>

- （1）資産割を廃止した近隣自治体の状況について  
（事務局より田川市、福智町、行橋市、みやこ町の状況について説明）  
**【嘉麻市の資産割廃止したときの状況とともに説明】**
  - ① 田川市は平成25年度に資産割を廃止、資産割の税率は32.6%。  
資産割を廃止した理由は、県の賦課方式に資産割がないため、また固定資産税との二重課税の解消である。  
資産割廃止時には基金があったため、税額はそれほど上がっていないが、平成28年度に大幅に税額を上げている。
  - ② 福智町は令和2年度に資産割を廃止、資産割の税率は42%。  
資産割を廃止した理由は、県の算定方式に合せたこと、また固定資産税との二重課税の解消である。  
資産割廃止時は赤字もそれほどなく、資産割廃止の税制改正後すぐに解消できた。
  - ③ 行橋市は平成30年度に資産割を廃止、資産割の税率は25%。  
資産割を廃止した理由は、県の算定方式に合せたこと、また固定資産税との二重課税の解消である。  
資産割廃止時は累積赤字があったため、赤字解消と資産割廃止と同時に対応できるよう税制を改正した。
  - ④ みやこ町は令和5年度に資産割を廃止、資産割の税率は30%。  
資産割を廃止した理由は、県の保険料水準の統一を見据えてのため。

資産割廃止時は累積赤字がないものの、単年度赤字対応のため税制を改正した。

資産割廃止と赤字解消を別々に行った田川市、同時に行った行橋市とみやこ町、どの自治体もかなりの額の国民健康保険税を上げている。嘉麻市は、資産割の税率がかなり高く、資産割を廃止しただけでも、均等割や平等割への振替額が上がり、また累積赤字が3億円以上ある。

令和6年度の国民健康保険税の税制を決める上で様々な方法があると思うが、活発なご意見をいただき、検討をお願いしたい。

(委員からのご意見)

嘉麻市は平等割の介護分が0円であるのは理由があるのか

(事務局からの回答)

介護分は40歳から64歳までに賦課される。全ての世帯に一律にかかる平等割には、特定の人を対象とした介護分が賦課されていないためである。

(2) 令和6年度の国民健康保険税について

(会長からの意見)

前回、事務局より説明があった「資産割の廃止」及び「累積赤字の10年解消」について何か質問等はないか

(委員からの意見)

累積赤字が3億円程度あるということだが、嘉麻市としては県からの分配金の返還金も考えた上で、赤字解消を考えているのか  
県からの分配金で黒字になったとしても、返還しなくてはならないと思うので、赤字解消と返還金を併せて対応できるのか

(事務局からの回答)

県から交付される交付金は、主に医療費関係でかかるものである。令和4年度にかかった医療費を国保連から請求されて、その分を県から交付されているが、大体多めに交付される。そして、多かった分を5年度に精算する。つまり、医療費でかかった分だけもらって、余るなら返還するということである。

よって、交付金が余ったから赤字に充てていいというわけではない。

(委員からの意見)

ということは、交付金の算定方式に則って精算しているため、交付金に関してはプラスマイナスゼロという考えでいいか。  
併せて、国保税によって赤字解消をしていくという考えでいいか。

(事務局からの回答)

そのとおりである。

(会長からの意見)

それでは、本日事務局より説明があった「資産割を廃止した近隣自治体の状況」や「嘉麻市での資産割を廃止したときの状況」を踏まえて、令和6年度の国民健康保険税について協議していきたい。また、協議員の意見を聞きたいが、意見等はないか  
本日の説明では、先に資産割だけ廃止し、その後赤字解消に取り組んだ自治体があったが、それも踏まえて協議いただきたい。

(委員からの意見)

嘉麻市の国保税の徴収率はいくらか

(事務局からの回答)

令和4年度は92.5%である。

(委員会の意見)

国保税の徴収は税務課で行っているのか

(事務局からの回答)

そのとおりである。差し押さえなど行いながら徴収している。

(委員からの意見)

資産割を廃止したときの1人あたりの税負担はどのようになるのか

(事務局からの回答)

では、資産割を廃止したときの世帯の収入や人数により、シュミレートした資料を新たに配布したい。  
嘉麻市は資産割の税率が非常に高いので、他の自治体より資産割廃止だけでも税負担が大きくなる世帯が出てくる。

(事務局からの説明)

収入や世帯人数に応じたシミュレーションについて説明。資産割廃止分を均等割と平等割に振り分けているため、世帯人数が多いほど負担が大きくなる。また固定資産税が高かった世帯は、税負担が下がることもある。

(委員からの意見)

各自治体ともに税額を上げた際は、徴収率が下がっているが、嘉麻市で税額を上げたときの徴収率はどれくらい見込んでいるか。

(事務局からの回答)

詳しい見込みは考えていないが、資産割廃止のみと赤字 10 年解消も含んだ部分では、徴収率が変わってくると思われる。仮に赤字 10 年解消の上がり方を考えるときは、他の自治体も 1% 程度下がっており、同様に 1% 以上下がるのではないかと考える。

(委員からの意見)

仮に 1% 以上下がったとしても、想定しているくらいの税収入は見込めるのか

(事務局からの回答)

税収は下がるだろう。しかし所得に応じて、均等割と平等割が軽減されている世帯があり、その軽減された分は、国や県からの交付金として交付されている。今回の均等割や平等割の増額分、交付金も増えるため、その分の収入増が見込めるのではないかと考えている。

(委員からの意見)

今もらった資料は、「所得がなく資産を持っている世帯」、「所得があり資産を持っていない世帯」で作られているが、「所得も資産もある世帯」のデータがなく、現実に沿っていないのではないかと

(事務局からの回答)

大変申し訳ない。今後、現実に沿ったデータを出していきたい。

(委員からの意見)

前回の資料についてだが、資産割の問題点について専門的なことが書かれている。これを市民に説明し、理解が得られるのか

(事務局からの回答)

資産割の問題点については、福岡県では県での保険料を統一していこうという動きがあり、県での算定方式には資産割がない。その中で、県内自治体も次々廃止していき、残ったのは5自治体である。仮に廃止となれば、県との統一ということでご理解いただきたい。しかし、いずれ県内で保険料が統一されたときには、資産割もなくなる。それも踏まえ協議いただきたい。

(会長からの意見)

今回、近隣自治体の事例や嘉麻市での資産割廃止について説明を受けた。今後、この協議会としては一定の結論を出していきたい。今回の説明等を踏まえ、資料を再度精査し、第4回の協議会の臨んでいただきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

(事務局から説明)

今後のスケジュールとしては12月議会に上程するならば、10月中旬には決定したものを提出しなければならない。そのためには、9月下旬には答申をいただきたい。

第4回を7月下旬か8月上旬に行うならば、後2~3回協議を行うことができる。

第4回の時期は、これまでの流れでいくと、7/27か8/3になるかと思う。この第4回ではある程度の道筋を決めていただくことになると考えている。

第4回の協議会は、より多くの委員に参加していただきたいので、また日程については再度調整したい。

終了 14時36分